

## 県内他市の政治倫理条例における措置内容

自治体名	措置内容	備考
下関市	<p>(遵守義務違反の審査等)</p> <p>第10条 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務に違反する行為の存否及び必要な措置について審査する。</p> <p>2 委員会は、関係議員に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>3 委員会が遵守義務違反があると決した場合の関係議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置をあわせて講じるよう決することを妨げない。</p> <p><u>(1) 議場における議長の注意</u></p> <p><u>(2) 議場における謝罪文の朗読</u></p> <p><u>(3) 議会の特別委員の辞任勧告</u></p> <p><u>(4) 議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告</u></p> <p><u>(5) 議員辞職勧告</u></p> <p>4 委員会は、遵守義務違反がないと決したときは、関係議員の名誉を回復する措置を、あわせて決定しなければならない。</p>	
防府市	<p>(信頼回復のための措置)</p> <p>第九条 被審査議員は、審査会が議長に報告した審査結果において被審査議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、被審査議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するた</p>	

	め、必要な措置を講じるものとする。	
光市	<p>(政治倫理基準違反の審査等)</p> <p>第9条</p> <p>5 審査会は、審査結果を議長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該被請求議員が政治倫理基準に違反すると認めるときは、理由を付した文書をもって、必要と認める措置を勧告することができる。</p> <p>(議員及び議会の措置)</p> <p>第11条 被請求議員は、自己に関する審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、被請求議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。</p>	
周南市	<p>(審査会の権限)</p> <p>第14条</p> <p>3 審査会は、調査対象者がこの条例に違反すると認定したときは、その旨を意見書に記載しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、審査会は、条例の違反者が議員であるときは議長に、市長であるときは市長に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。</p> <p>(信頼回復のための措置)</p> <p>第18条 調査対象者は、意見書において自己の行為がこの条例に違反していると認定されたときは、その趣旨を尊重して、政治倫理の確立のため、必要な措置を自ら講じなければならない。</p> <p>2 この条例の違反が議員に係るものにあつては、議会は、意見書の趣旨を尊重して、議会の名誉と品位を守り市</p>	

	<p>民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(1) 議場における議長の注意</u></p> <p><u>(2) 議場における謝罪文の朗読</u></p> <p><u>(3) 議員辞職勧告</u></p> <p><u>(4) その他必要な措置</u></p>	
美祢市	<p>(審査会の設置等)</p> <p>第5条 議長は、前条の規定による請求があったときは、美祢市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査を付託するものとし、審査会は、付託された案件の審査を行い、審査の結果及び意見を記載した審査報告書を作成し、議長に提出するものとする。</p> <p>(信頼回復のための措置)</p> <p>第8条 当該議員は、審査報告書において、当該議員の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、当該議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するための必要な措置を講じるものとする。</p>	